

調布市立調和小学校体育館床改修工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
A-01	特記仕様書(1)	
A-02	特記仕様書(2)	
A-03	案内図・配置図 兼 仮設計画図(参考)	Nonscale, 1/1000
A-04	2階平面図 兼 仮設計画図(参考)・アリーナ床断面詳細図	1/300, 1/10
A-05	コートライン配置図(既存・改修)	1/200

設計図承認日 令和8年5月22日



調布市調和小学校体育館床改修工事

特記仕様書

第1編 共通事項

第1章 工事概要

- 1.1 工事件名 調布市立調和小学校体育館床改修工事
- 1.2 工事場所 調布市西つつじヶ丘4丁目2番地6
- 1.3 工事規模 体育館アリーナ床面積 770㎡
- 1.4 工事内容
既存体育館の床フローリングの塗り替え及び一部張り替え
- 1.5 工事週休2日制の適用については以下による。

本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下「調布市要領」という。）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交代制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。なお、「調布市要領」は調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

第2章 一般事項

調布市は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、調布市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、東京都建築工事標準仕様書（令和8年度版、以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。この特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。
- (2) 設計図書間に相違がある場合の優先順位は、1 質問回答書 2 特記仕様書 3 設計図 4 標準仕様書 とする。
- (3) この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。
- (4) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。
○発注者の支給とする。

第2編 工種別事項

第1章 総則

第1節 一般事項

- 1.1.2 用語の定義
標準仕様書「1.1.2 用語の定義(17)」の表記は、次のように読み替える。
(17) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。ただし、関係規定等で署名又は押印を不要とした書類については、署名又は押印がない場合も有効な書面として取り扱う。

- 1.1.4 官公署その他への届出手続等
工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

- 1.1.5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者
(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
○工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
○工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

- 1.1.7 工事実績情報の登録
契約金額が500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内（一財）日本建設情報総合センター「JACIC」（ジャック）に登録する。
【登録先】
一般財団法人日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター
電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-2665
JACICのホームページを参照すること。

- 1.1.8 提出書類
受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。

- 1.1.16 建設副産物の処理
(1) 建設副産物は、次のとおり処理する。
・標準仕様書による。
○本工事は「建設副産物システム」（以下「COBRIS」（コプリス）という。）への登録対象工事であり、受注者は工事の実施に当たっては、システムの活用を図るものとする。（システムに関する問い合わせ先）
一般社団法人日本建設情報総合センター（JACIC）内
建設副産物情報センター
電話 (03)3505-0410 FAX (03)3505-8872
JACICのホームページを参照すること。

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。また、受注者は、「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、提出に当たっては、「COBRIS」に搭載されている「建設リサイクル統括データシステム（以下「CREDAS」（クレダス）という。）に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

第2節 工事関係図書

- 1.2.1 実施工程表
(4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。
○全体工程表 ○月間工程表 ○週間工程表
- 1.2.2 施工計画書
(5) 2.2.4「足場、仮囲い等」における仮設の施工計画について、監督員の承諾を受ける。
- 1.2.4 工事の記録等
(5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は次による。
○作成する。


第3節 工事現場管理

- 1.3.5 施工条件
(1) 施工日及び施工時間は次による。
「調布市の休日に関する条例」第1条第1項に規定する調布市の休日のうち、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
(2) 施工条件は、次による。
・現場での作業は、夏休み期間（7月21日（火）から8月31日（月）まで）とする。
・本工事は、令和8年8月31日以内に室内空気環境測定の結果を確認し、引渡しを完了させること。
・工事中は、児童、職員、施設利用者、歩行者等に危害を与えないように、事前に施工計画及び工程等の打ち合わせを行い、十分な安全対策を施すこと。
・工事に起因して損害等を生じさせた場合は、受注者の責任において復旧又は補償を行うこと。
・整理、整頓、後片付けはその都度行い、安全対策管理、事故防止に努めること。
・工事中、床材の研磨により粉塵が舞うため、体育館内の設備機器、各種器具、窓、ステージ内の緞帳等の養生に十分配慮し、工事完了時には体育館内をクリーニングすること。
・工事期間中又は工事完了から引渡しまでの期間中に調布市が室内環境測定（TVOC）を行う場合は、測定時期の調整及び換気等に協力すること。

- (4) 建設機械は、低騒音型、低振動型を用いるものとする。

- 1.3.14 室内空気汚染対策等
(1) 対象物質
対象物質は、VOCのうちホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、クロロピリホス、テトラデカン、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、フェノカルブの13物質とする。

- (2) 対象箇所等
本工事における対象室は、アリーナとする。
- (3) 建材及び施工材の選定
建材及び施工材の選定においては、対象物質を放出しないか、放散が十分少ないものを日本農林規格（JAS）、日本工業規格（JIS）及びSDS（安全データシート）等参考にして、適切に選択する。
- (5) 使用材料の立会い検査
原則として、使用材料の搬入時に監督員による立会い検査を実施し、設計図書に指定したもの又は同等品以上であることを確認する。具体的には、ホルムアルデヒド放散等級等について、製品やその包装の表示マーク又は国土交通大臣の認定書等により確認するものとする。

令和8年度	令和8年5月		調布市総務部営繕課	工事件名 調布市立調和小学校体育館床改修工事	図面名称 特記仕様書(1)	縮尺 -	図面No. A-01
-------	--------	---	-----------	---------------------------	------------------	---------	---------------

(6) 使用材料の保管・養生
搬入された使用材料は、開封して通風の良い場所に保管し、化学物質の放散に努める。また、養生期間を出来る限り長く設けることで、化学物質を放散させる。養生シートで覆う場合には、通気性のあるものを使用すること。

(7) 施工中の対策
接着剤、塗料等の使用に当たっては、施工方法や塗布量等を十分に管理するとともに、適切な乾燥時間を設ける。また、施工中及び施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質を室外に放出させる。

(8) 施工完了後の対策
対象室の施工が完了し、引渡しをするまでの間、強制換気や必要に応じてベークアウト等の措置をし、室内空気中の化学物質の低減化を図る。

(9) 建材及び施工材の選定について
水性ポリウレタン（2液性）塗床に使用する塗料は、ホルムアルデヒドの放散等級がF☆☆☆☆（JIS）のもの又は大臣認定品とする。

1.3.16 ディーゼル自動車の排出ガス規制

○環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し又は提出すること。

第7節 施工

1.7.7 排出ガス対策型建設機械

次の建設機械は、排出ガス対策型建設機械とする。（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

対象機種（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW）

- a 発動発電機（可搬式・溶接兼用機を含む。）
- b 空気圧縮機（可搬式）

1.7.8 低騒音型・低振動型建設機械

次の建設機械は、低騒音型・低振動型建設機械とする。

- a 発動発電機
- b 空気圧縮機
- c 電気クランク、サンダー、エアクランク、その他これらに類する木製床研磨機
- d クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーンその他これらに類する荷役機械

1.7.9 化学物質の濃度測定

(1) 室内空気環境測定は、次による。

ア 測定対象物質

13物質（ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン、フタル酸-n-ブチル、クロルピリホス、テトラデカン、フタル酸-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、フェノブカルブ）

イ 空気試料の採取方法等

室内空気環境測定は、原則として、厚生労働省の室内空気中化学物質の採取方法と測定方法に準拠して行う。なお、測定に当たっての留意点は次のとおりとする。

- (7) 室内の中央付近で、少なくとも壁から1m以上離れた高さ1.2m～1.5mの位置を測定位置とする。
- (イ) 常時換気設備がある場合は、稼働させた状態で測定する。
- (エ) 測定する前に、室内を30分換気し、続いて5時間以上窓及び扉を密閉する。（測定終了まで閉鎖を保つ。）
- (オ) アクティブ（吸引）方式とし、30分間で2回採取する。

(カ) ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法によって行う。

(キ) 揮発性有機化合物は、固相吸着／溶媒抽出法／、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法の3種の方法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ質量分析法によって行う。

※対象物質の厚生労働省の指針値及び測定時の定量下限値は下記のとおりとする。

対象物質	指針値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ppm))	定量下限値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$ (ppm))
ホルムアルデヒド	100 (0.08)	指針値の1/10
アセトアルデヒド	48 (0.03)	指針値の1/10
トルエン	260 (0.07)	指針値の1/10
キシレン	200 (0.05)	指針値の1/10
エチルベンゼン	370 (0.085)	指針値の1/10
スチレン	220 (0.05)	指針値の1/10
パラジクロロベンゼン	240 (0.04)	指針値の1/10
フタル酸-n-ブチル	17 (0.0015)	指針値の1/10
クロルピリホス	1 (0.00007)	指針値の1/10
テトラデカン	330 (0.04)	指針値の1/10
フタル酸-2-エチルヘキシル	100 (0.0063)	指針値の1/10
ダイアジノン	0.29 (0.00002)	指針値の1/10
フェノブカルブ	33 (0.0038)	指針値の1/10

ウ 測定箇所

室名	箇所数	回数
アリーナ	1か所	1回

(2) 施工完了後の測定及び対策

対象室の施工が完了後、原則として工事が完了するまでの間に、室内空気環境測定を行う。なお、事前に測定に関する計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。測定の結果が厚生労働省の定める指針値を超えた場合は、内装材等の材質及び換気の状態を調査し、原因を究明する。また、換気設備については換気風量の実測を行う。換気の促進等で改善が見込める場合は、必要に応じてベークアウト等の措置をし、室内空気中化学物質の低減化を図る。換気の促進等で改善が見込めない場合は、再施工等の措置を講ずる。是正措置後、再度室内空気環境測定を実施し、安全を確認する。

(3) 情報の提供

工事発注の担当課及び施設管理者に対して、室内空気汚染源となる材料の使用状況を示すとともに、必要に応じて、対策に関する配慮事項について情報提供を行う。

(4) 引渡し

室内環境測定の結果を考慮し、安全を確認したうえで引渡しをする。

第2章 仮設工事

第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

2.2.4 足場、仮囲い等

本工事の施工に当たり、別途図示する位置に次のものを設置する。

- ・カラーコーン、コーンバー
- ・鋼製足場（W600）（ステージ開口部、）
- ・作業動線の床は養生ベニヤ等で養生をする。

第12章 木工事

第1節 共通事項

12.1.4 表面仕上げ

- (1) 表面仕上げは、超自動機械かんな、サンダー（HEPAフィルター付）等により、使用箇所、樹種、仕上げ等に適したものとす。また、作業中に発生する粉塵等の飛散防止に十分配慮する。
- (2) 表面の深傷部分及びささくれ等がある部分は、ささくれ等を取り除いてからパテ埋め等により補修をする。
- (3) 床下の劣化が著しい部分（パタつき、床鳴り等）は、既存フローリングを部分撤去し、補修をする（下地共）。

(4) ライン画線は、図示による。

第27章 塗装改修工事

水性ウレタン4回塗装とする。



工事件名

図面名称

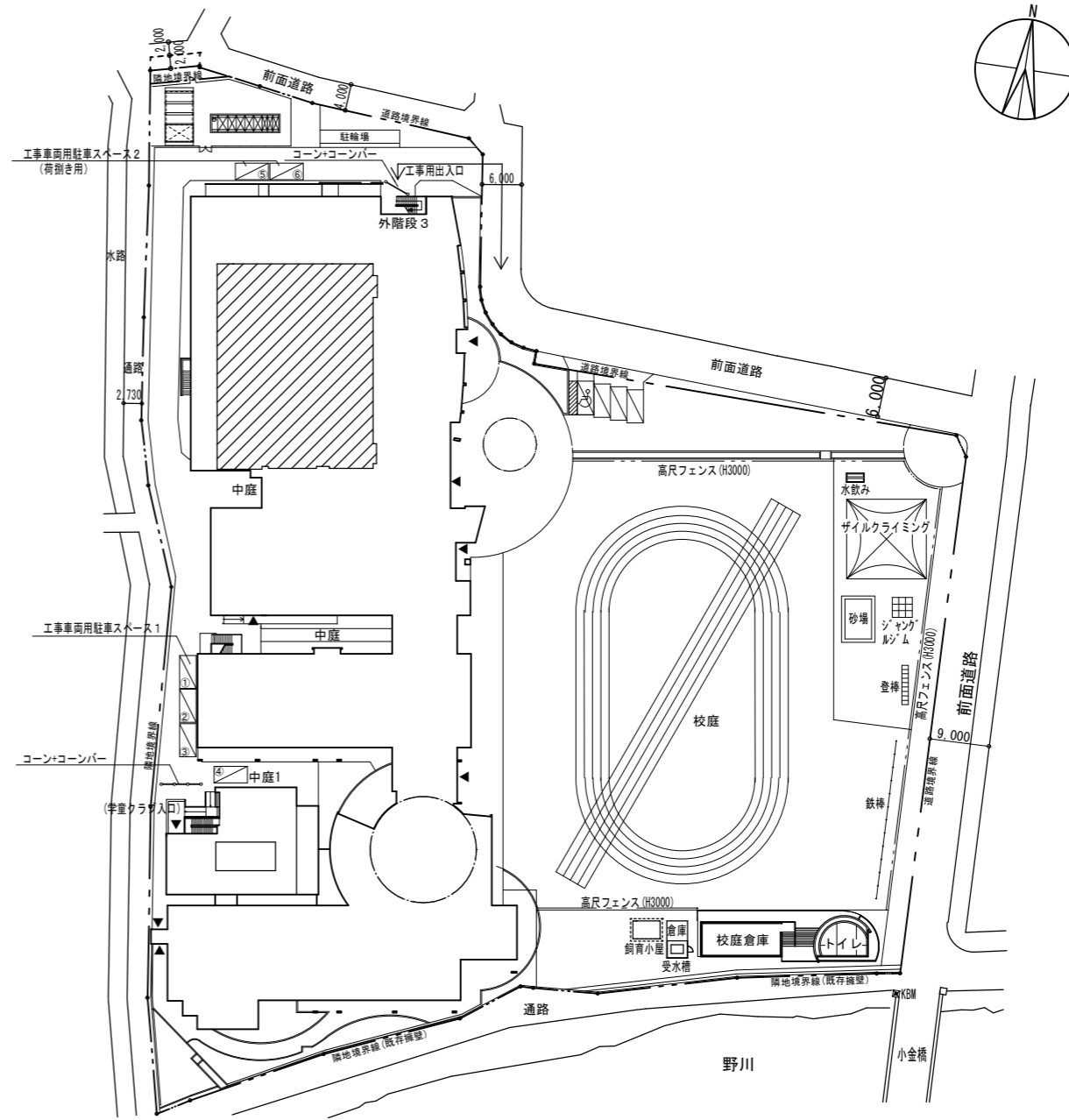
縮尺

図面No.



調布市立調和小学校
調布市西つつじヶ丘4丁目2番地6

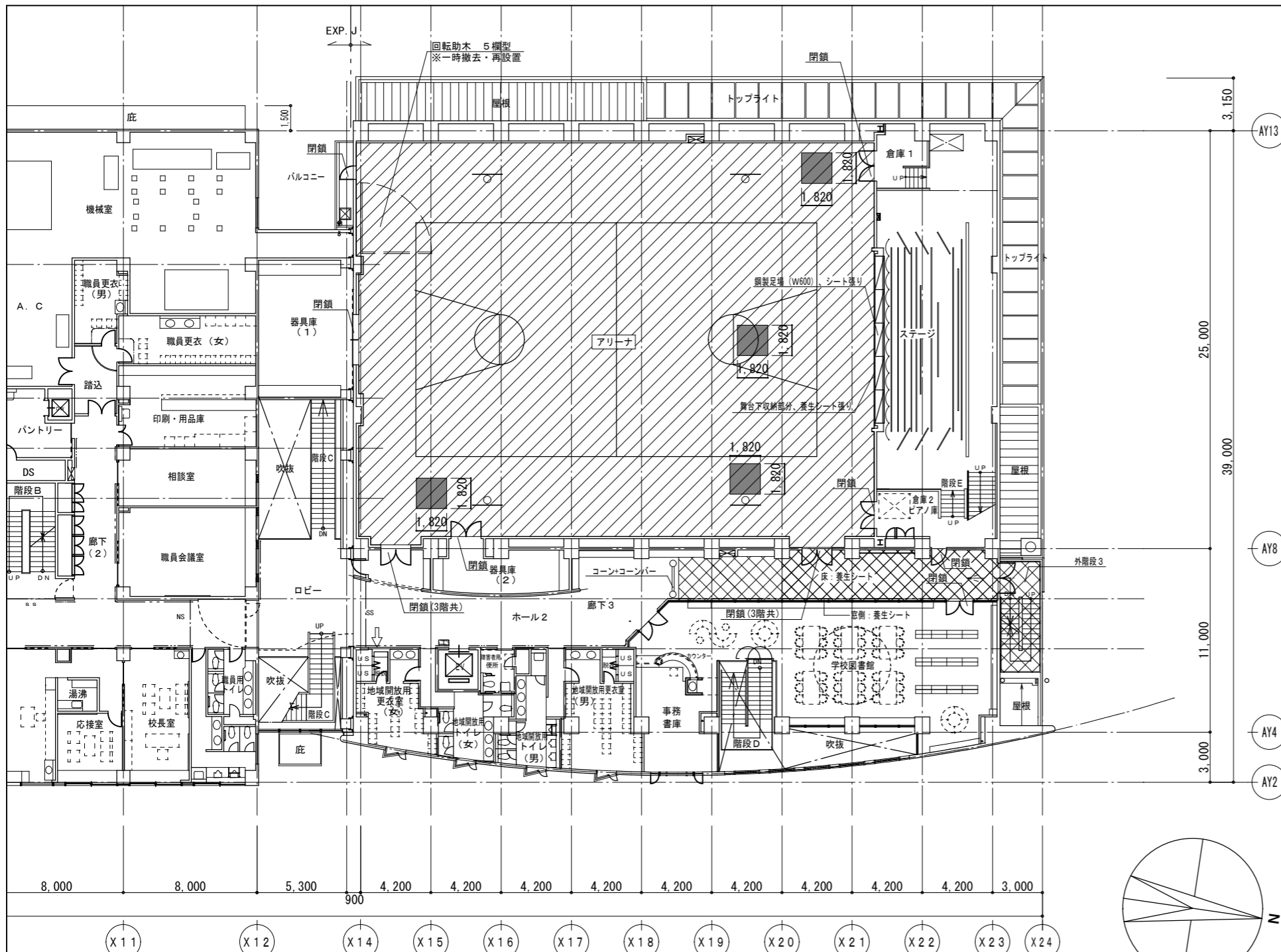
案内図 Nonscale



配置図 兼 仮設計画図 (参考) 1/1000

校舎2階体育館アリーナ改修工事部分を示す。

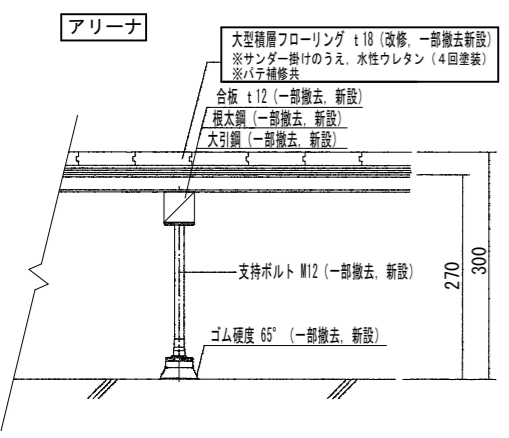




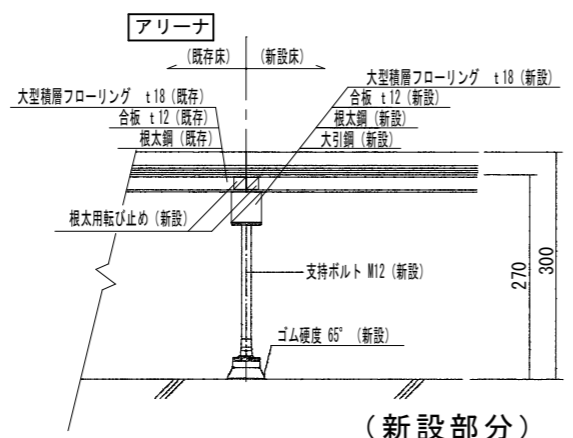
2階 平面図 兼 仮設計画図 (参考) 1/300

- 改修工事内容
- アリーナ床改修範囲を示す。
 - アリーナ床貼替範囲を示す。
 - 仮設工事(参考)範囲を示す。

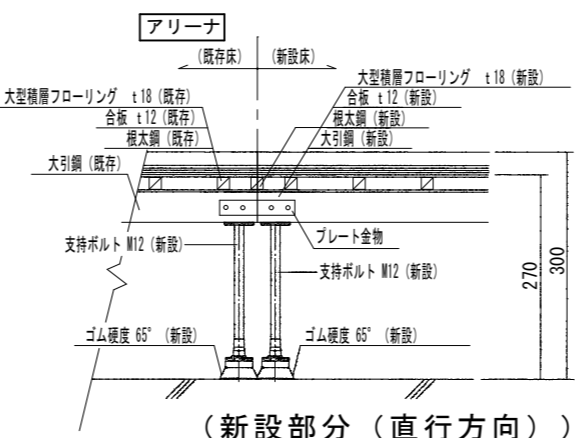
- 1 床改修工事
- (1) 既存大型積層フローリング t18の表層をサンダー掛けのうえ、水性ウレタン(4回塗装)
※パテ補修共
 - (2) 既存大型積層フローリング床下劣化に伴う既存フローリング一部撤去・新設(下地共)
- 2 仮設工事(参考)
- 鋼製足場(W600)※アリーナ側養生シート張り
- (1) 工事関係者は、外階段3を使用する。(資材等の搬入出を含む)
 - (2) 工事動線は床を養生し、適切な管理に努める。
 - (3) 工事範囲で使用しない扉は全て閉鎖し、工事時に発生する粉塵等が場外に流出しないようにする。
 - (4) 体育館ステージ内にある緞帳等を養生するため開口部分全体を鋼製足場及び養生シートで区画し、工事時に発生する粉塵等が場外に流出しないようにする。
 - (5) ステージ下の収納扉部分は、隙間から粉塵等が流入しないよう適切に養生をする。
 - (6) アリーナ内に設置されている空調設備(吹出口、床換気口含む)等は、必要に応じた養生を行う。
 - (7) アリーナ上部ギャラリーに設置されているカーテン及び吊りネット等の養生については、工事に支障のないように養生する。
 - (8) 工事に使用する電源、水道、トイレ及び工事車両用駐車場の位置については、学校と協議による。
 - (9) アリーナに設置されている回転助木5欄型は一時撤去養生のうえ、再設置する。



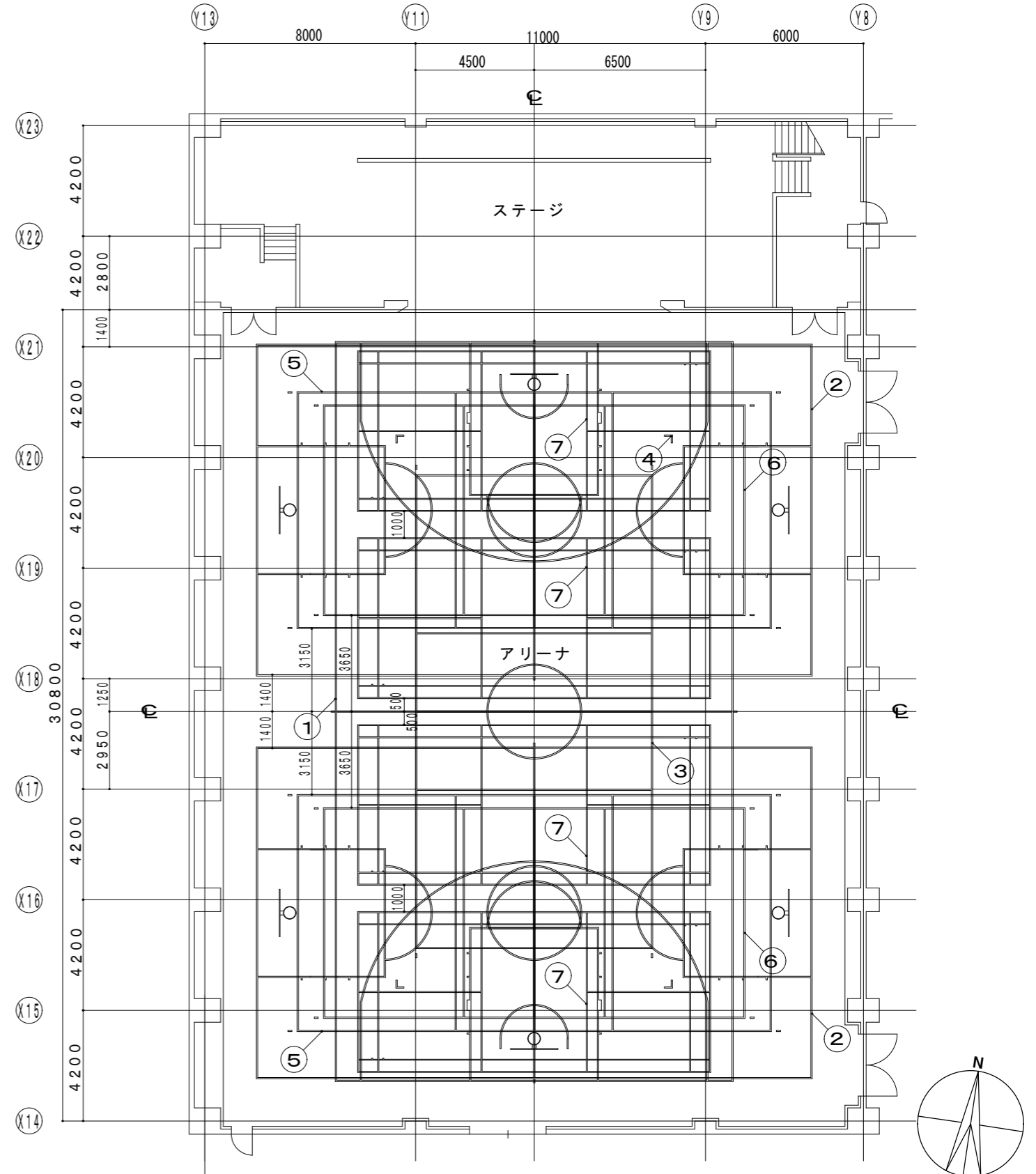
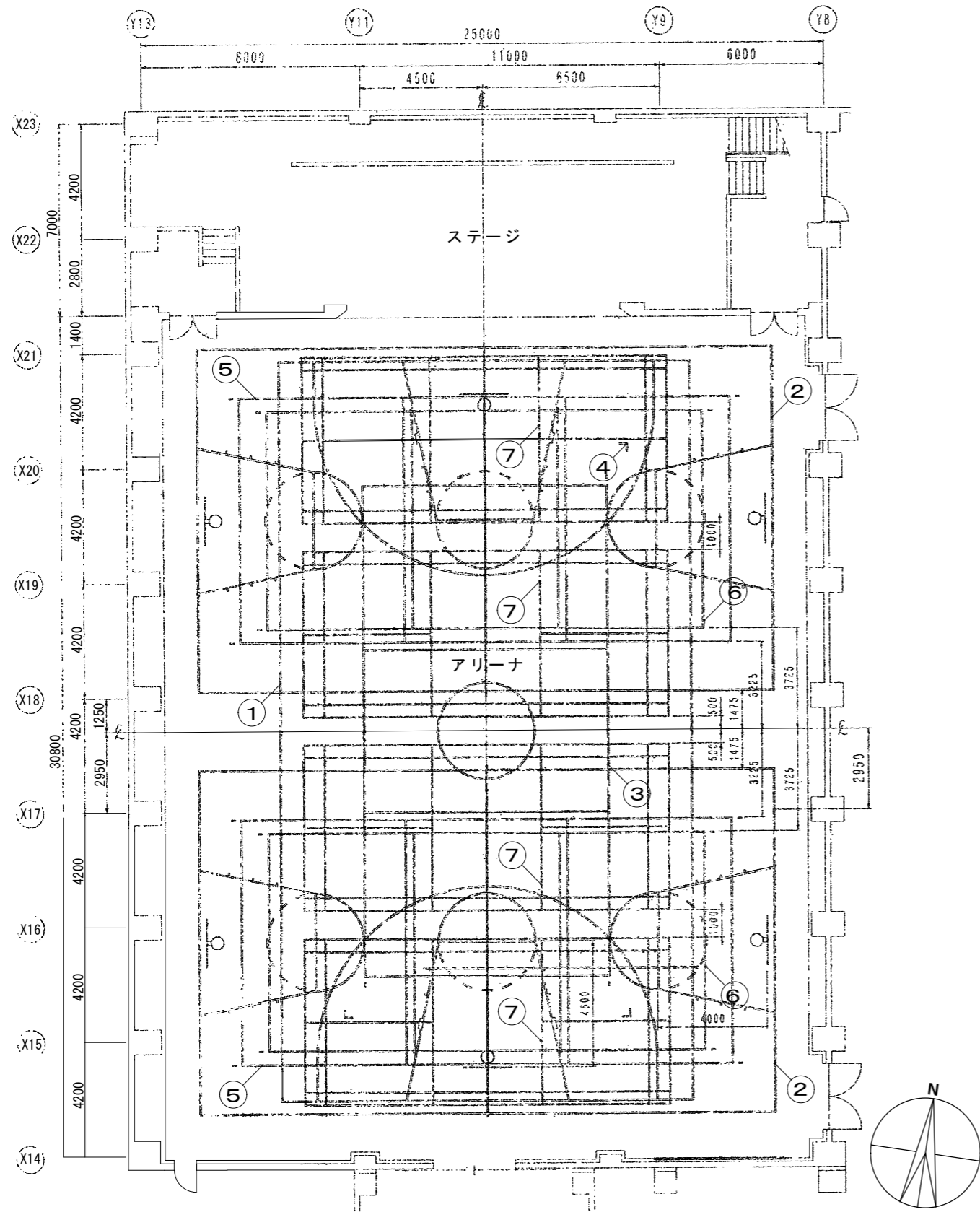
アリーナ床断面詳細図 1/10



(新設部分)



(新設部分 (直行方向))



コートライン内訳表						
記号	種別	寸法	面数	備考	ライン色	優先順位
1	バスケットボールコート	27000x15000	1面	実線	ライン幅50mm	白 ①
2	ミニバスケットボールコート	21000x12500	2面	実線	ライン幅50mm	青 ⑤
3	バレーボールコート (メイン6人制用)	18000x9000	1面	実線	ライン幅50mm	黄 ②
4	バレーボールコート (メイン9人制用)	21000x10500	1面	コーナ	ライン幅50mm	黄 ③
5	バレーボールコート (サブ6人制用)	18000x9000	2面	実線	ライン幅50mm	黄 ④
6	バレーボールコート (サブ小学生用)	16000x8000	2面	実線	ライン幅50mm	赤 ⑥
7	バドミントンコート	13400x6100	4面	実線	ライン幅40mm	緑 ⑦

コートライン内訳表							※ライン色、優先順位については、学校との協議による。	
記号	種別	寸法	面数	備考	ライン色	優先順位		
1	バスケットボールコート	28000x15000	1面	実線	ライン幅50mm	※	※	
2	ミニバスケットボールコート	21000x12500	2面	実線	ライン幅50mm	※	※	
3	バレーボールコート (メイン6人制用)	18000x9000	1面	実線	ライン幅50mm	※	※	
4	バレーボールコート (メイン9人制用)	21000x10500	1面	コーナ	ライン幅50mm	※	※	
5	バレーボールコート (サブ6人制用)	18000x9000	2面	実線	ライン幅50mm	※	※	
6	バレーボールコート (サブ小学生用)	16000x8000	2面	実線	ライン幅50mm	※	※	
7	バドミントンコート	13400x6100	4面	実線	ライン幅40mm	※	※	

※器具用床金具は、既存のままとする。(必要に応じて養生する。)

コートライン配置図 (既存) 1/200

コートライン配置図 (改修) 1/200

